

令和6年 第12回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和6年12月10日（火）		
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室		
開議	午後16時00分～午後16時25分		
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司	7番 田渕 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔	
不応招委員			
出席委員数	11名		
欠席委員数	0名		
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）		

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第17号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第48号 非農地証明願について
日程第6	議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	5番 正影 博一 6番 河中 司

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第12回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、5番 正影 博一 委員、6番 河中 司 委員、指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の74番から84番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和6年第12回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第17号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号74、所在、●●、田、他計2筆、1, 732㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号75、所在、●●、田、他計2筆、4, 321㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号76、所在、●●、田、2, 567㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号77、所在、●●、田、他計3筆、4, 937㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号78、所在、●●、田、他計2筆、4, 382㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号79、所在、●●、田、他計2筆、4, 382㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号80、所在、●●、田、1, 402㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号81、所在、●●、田、2, 946㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。

会長 川口	番号 82、所在、●●、田、他計 2 筆、1, 202 m²。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号 83、所在、●●、田、他計 2 筆、1, 202 m²。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号 84、所在、●●、田、他計 2 筆、5, 682 m²。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上 11 件です。 これをもって報告を終わります。 日程第 4 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、この議案の 55 番から 68 番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案 5 ページをご覧ください。 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。 番号 55、所在、●●、田、他計 3 筆、2, 729 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、賃借地の購入によるもの。 取得後の耕作面積、11, 052. 48 m²、通作距離、1. 0 km、農機具、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台 番号 56、所在、●●、田、97 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、1, 412 m²、通作距離、0. 1 km、農機具、耕うん機 1 台、草刈り機 2 台 番号 57、所在、●●、田、2, 567 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、賃借地の購入によるもの。 取得後の耕作面積、28, 046 m²、通作距離、0. 2 km、農機具、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台。 番号 58、所在、●●、田、3, 023 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、28, 122 m²、通作距離、1. 5 km、農機具、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台。 番号 59、所在、●●、田、2, 326 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、10, 477 m²、通作距離、0. 1 km、農機具、トラクター 1 台。 番号 60、所在、●●、畑、他計 3 筆、590 m²。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、農地付き空家購入による新規就農。

	取得後の耕作面積、590㎡、通作距離、0.1km、農機具、管理機1台、草刈り機1台 番号61、所在、●●、田、他計8筆、5,522㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、承継によるもの。 取得後の耕作面積、5,522㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、田植機1台 番号62、所在、●●、田、57㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、承継によるもの。 取得後の耕作面積、5,257㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、管理機1台。 番号63、所在、●●、田、他計2筆、2,585㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、10,586㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、ライスマスター1台。 番号64、所在、●●、畑、他計6筆、2,692㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、農地付空家の購入による新規就農。 取得後の耕作面積、2,692㎡、通作距離、移住後で0.1km、農機具、トラクター1台、コンバイン1台。R6.4月移住見込み。移住までの間は、旧所有者(●●)を管理人とし、移住後は、協力者として、支援してもらう予定です。 番号65、所在、●●、田、841㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、交換によるもの。 取得後の耕作面積、15,383㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、田植機1台。 番号66、所在、●●、田、1,104㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、交換によるもの。 取得後の耕作面積、3,782㎡、通作距離、0.5km、農機具なし。 友廣 正へ作業委託し、農業経営を行う。 番号67、所在、●●、田、236㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、承継によるもの。 取得後の耕作面積、7,054㎡、通作距離、0.1km、農機具、管理機1台。 番号68、所在、●●、田、他計3筆、5,945㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、30,967㎡、通作距離、0.5km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。
--	---

会長 川口	以上 14 件です。 これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 （発言なし） 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第 5 議案第 48 号 非農地証明願について、この議案の 29 番から 36 番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案 9 ページをご覧ください。 議案第 48 号 非農地証明願について。 番号 29、所在、●●、田、519㎡。 判定地目、山林原野、利用状況、20 年前から耕作しておらず、荒廃しており、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号 30、所在、●●、畑、69㎡。 判定地目、宅地、利用状況、50 年前に車庫を建て宅地として使用しており、耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号 31、所在、●●、田、他計 2 筆、68㎡。 判定地目、宅地、利用状況、50 年前から宅地として利用しており耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号 32、所在、●●、畑、他計 2 筆、87㎡。 判定地目、宅地、利用状況、20 年前から宅地として利用しており耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。

	番号 33、所在、●●、田、他計 4 筆、3, 307 m²。 判定地目、山林原野、利用状況、20 年前から耕作しておらず、荒廃しており農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号 34、所在、●●、畑、他計 2 筆、1, 372 m²。 判定地目、山林原野、利用状況、40 年前から耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号 35、所在、●●、畑、他計 6 筆、12, 092 m²。 判定地目、山林原野、利用状況、50 年前に植林をして耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 番号 36、所在、●●、畑、2, 108 m²。 判定地目、山林原野、利用状況、45 年前に植林をして耕作しておらず、農地として使用出来ないため。 申請人、●●。 以上 8 件です。 去る 11 月 29 日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。 その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすものとして、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 48 号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第 6 議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、この議案の 29 から 32 番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案 12 ページをご覧ください。

	議案第４９号 農地法第５条の規定による許可申請について。 番号２９、所在、●●、田、２６１㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、住宅１棟、５７．４２㎡、転用事由、現在実家で生活しているが、子どもの成長に伴い、手狭となり、将来のことを考え、実家の隣接地である申請地を父より譲り受け住宅を建築するもの。 資金計画、借入金、３，５８０万円、農振地除外、令和６年９月２４日、例外許可規定、「集落に接続して設置される住宅」に分類、●●、承諾。 番号３０番、３１番、３２番は同一箇所の案件になります。 番号３０、所在、●●、畑、２２６㎡。 譲渡人、●●、譲受人●●。 転用用途、貸露天駐車場、９５２㎡、転用事由、現在申請地南側の土地、建物を不動産貸付を行っているが、借受人から敷地を拡張し、車両基地として使用したい旨の要望があり、貸露天駐車場として転用するもの。 資金計画、自己資金、６００万円、●●、承諾。 番号３１、所在、●●、田、他計３筆、２５２㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。転用用途等は３０番と同様です。 番号３２、所在、●●、畑、他計２筆、４７４㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。転用用途等は３０番と同様です。 以上４件です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件について、担当委員より、追加説明をお願いします。 議案２９番の件について、芳野地区担当の私から追加説明いたします。 この案件は排水も進入路、道路協議もできておりますので、問題なしということで報告いたします。 議案３０番から３２番の件について、大野地区担当の北山委員から追加説明をお願いします。
北山 委員	３０番、３１番、３２番の案件でございますけど、現在農道側から道路が全然ありません。さらに、申請地南側の土地から進入することになります。その北側に筆は多いんですけど、場所を埋めて駐車場に使うということです。排水の面ですけど、現在建物のある外へ排水を流す水路があり、そこへ流すということで問題ないということで説明を聞いています。以上です。
会長 川口	これをもって追加説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報

	告をお願いします。 農地部会長、9 番 近藤委員。
近藤 委員	この件につきまして農地部会の方で現地確認させていただきました。 問題なしということで、報告をさせていただきます。 以上です。
会長 川口	これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。 日程第7 議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について75番を除いた案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案14ページをご覧ください。 議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。75番を除いた案件となります。 新規設定、16筆、23, 306㎡、再設定、39筆、61, 746㎡、計55筆、85, 052㎡。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用

事務局長 角田	集積計画の決定についての 75 番の案件を除いた案件は、承認することに決定しました。 続きまして、75 番の案件は、近藤委員に関する案件でございますので、農業員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限により、この案件の審議開始から終了まで退席を求めます。 (近藤委員 退席) 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。 議案 14 ページをご覧ください。 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。こちらの案件の 75 番になります。 新規設定、1 筆、1, 402 m²、権利設定をする方として近藤 克己さんが該当になっています。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありますか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての 75 番の案件は、承認することに決定しました。 それでは、近藤委員の議事参与の制限が解かれましたので、近藤委員の入室をお願いします。 (近藤委員 入室) 日程第 8 その他について、その他協議事項はありませんか。 (発言なし) 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。

	これにて、令和6年第12回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）
--	--